

固定資産の取得、維持にかかる税金は？

	納税義務者	課税標準	税率	コメント
固定資産税※1	1/1時点の固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者	[土地・家屋] 固定資産税評価額 [償却資産] 償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたもの※2	1.7%	<ul style="list-style-type: none"> ● [土地]住宅用地は課税標準×1/6※3の措置あり ● [家屋]一定期間、新築住宅等の税額減額措置あり ● [償却資産]無形資産、自動車税課税対象資産、少額資産（10万円未満）、一括償却資産（20万円未満）、繰延資産は課税対象外
不動産取得税	不動産を取得（家屋の価格増加を伴う改築含む）増加をした個人、法人	固定資産税評価額（宅地の場合×1/2）	[土地] 3% [家屋] 宅地:3% 宅地以外:4%	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築住宅、既存住宅の課税標準の特例あり（最大1,300万円） ● 以下の取得の場合は非課税 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続 ✓ 法人の合併 ✓ 法人の一定の会社分割※4 ✓ 共有物の分割
自動車税 (軽自動車税)	4/1現在で運輸支局に登録されている所有者	-	総排気量により変動 (最大11万円)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車税には、他にも車の取得時にかかる「環境性能割」、「自動車重量税」がある
登録免許税	登記や登録等を受ける者	固定資産税評価額	[相続・法人の合併、共有物の分割] 0.4% [その他（売買等）] 2%※5	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人が住宅用家屋を取得した場合等の税率特例あり

※1：都市計画税、償却資産税含む

※2：取得価額×減価残存率（旧定率法に基づき計算、取得年度は中間地点で取得したものとみなす）

※3：住宅1戸で200㎡超の部分は1/3

※4：①分割対価資産として、分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと、②分割事業にかかる主要な資産及び負債が分割承継法人に移転していること、③分割事業が分割承継法人において当該分割後に引き続き営まれることが見込まれていること、分割の直前の分割事業に係る従業者のうち、その総数のおおむね 100 分の 80 以上に相当する数の者が当該分割後に分割承継法人に従事することが見込まれていること

※5：令和5年までの土地売買は1.5%